

## ○都留市学校運営協議会規則

(平成 28 年 8 月 1 日教育委員会規則第 2 号)

**改正** 令和 5 年 3 月 29 日教育委員会規則第 2 号 令和 6 年 10 月 1 日教育委員会規則第 7 号  
令和 7 年 4 月 23 日教育委員会規則第 2 号 令和 8 年 3 月 25 日教育委員会規則第 3 号

(目的)

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 47 条の 5 に規定する学校運営協議会(以下「協議会」という)について、必要な事項を定めることを目的とする。

(趣旨)

第 2 条 協議会は、学校運営に関して、都留市教育委員会(以下「教育委員会」という。)及び学校長の権限と責任の下、当該学校に在籍する生徒又は児童の保護者及び当該学校の所在する地域住民(以下「地域住民等」という。)の学校運営への参画並びに地域住民等による学校運営への支援及び協力を促進することにより、学校及び地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

(設置)

第 3 条 教育委員会は、前条の趣旨を達成するため、その所管に属する学校ごとに協議会を置くように努めるものとする。ただし、教育委員会が二以上の学校の運営に関して相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、二以上の学校について一つの協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、協議会を置くときには、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校(以下「対象学校」という。)に対して通知するものとする。

3 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、対象学校の校長及び地域住民等の意見を聞くものとする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第 4 条 対象学校の校長は、次の各号に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育目標及び学校経営計画に関すること。
  - (2) 教育課程の編成に関すること。
  - (3) 教育職員の業務量管理・健康確保措置の実施に関すること。
  - (4) その他教育委員会が必要と認めること。
- 2 対象学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

(学校運営等に関する意見の申出)

第5条 協議会は、対象学校の運営全般(対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項を除く。)について、教育委員会又は校長に対して意見を述べることができる。

2 協議会は、第2条の趣旨を踏まえ、対象学校の職員の採用その他の任用(特定の個人に係るものを除く。)に関して、教育委員会又は教育委員会を經由し山梨県教育委員会に意見を述べることができる。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会又は教育委員会を經由し山梨県教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

(学校運営等に関する評価)

第6条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(住民参画の促進等のための情報提供)

第7条 協議会は、対象学校の運営全般について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は次に掲げる目標を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(1) 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童の保護者等の理解を深めること。

(2) 対象学校及び地域住民等との連携及び協力の推進に資すること。

(委員の委嘱又は任命)

第8条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、15人(第3条第1項ただし書の規定により、二以上の学校に一つの協議会を置くときは、10人に学校数を乗じて得た数)以内とし、次の各号に掲げるもののうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 校長が推薦する者で、次に掲げるいずれかの要件を満たす者

ア 対象学校の通学区域内の住民

イ 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者

(2) 対象学校の校長

(3) 対象学校の教職員

(4) 識見を有する者

(5) 関係行政機関の職員

(6) その他教育委員会が適当と認める者

2 前項の規定にかかわらず、二以上の学校に一つの協議会を置くとき(二以上の学校が統廃合等により一つになり新たに協議会を置くときを含む。)の委員数は、最初の任期中に限り、15人に学校数を乗じて得た数以内とする。

3 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前2項の委員の委嘱又は任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

4 委員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項に規定する非常勤の特別職の地方公務員の身分を有する。

(任期)

第9条 委員の任期は2年(ただし、教育委員会が特に必要があると認める場合は、1年を超えない範囲内で任期を調整できる。)とし、再任を妨げない。

2 委員を補充するため新たに委嘱され、又は任命された委員の任期は、当該協議会の委員の任期が満了する日までとする。

(守秘義務等)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員にふさわしくない非行を行うこと。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。

(3) その他協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。  
(報酬等)

第 11 条 委員の報酬及び費用弁償については、都留市非常勤職員の報酬及び費用弁償額並びに支給方法条例(昭和 32 年都留市条例第 18 号)による。

(会長及び副会長)

第 12 条 協議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により選出する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を行うものとする。

(会議)

第 13 条 協議会は、会長が招集する。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、校長が招集する。

2 協議会に議長を置き、会長をもって充てる。

3 協議会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

4 議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

5 会長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させて、意見を述べさせることができる。

6 議決事項について、利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。

7 協議会は、会議録を作成し、保管するものとする。

(会議の公開)

第 14 条 協議会の会議は、公開とする。ただし、特別の事情により、協議会が認めるときは、公開しないことができる。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(研修)

第 15 条 教育委員会は、協議会及び委員の役割と責任について、正しい理解を得るため必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第 16 条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて協議会に対して指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことにより対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずる恐れがあると認められる場合には、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

第 17 条 削除

(委員の解任)

第 18 条 教育委員会は、本人から辞任の申出があったときのほか、次の各号のいずれかに該当すると認められるときには、委員を解任することができる。

(1) 第 10 条の規定に違反したとき。

(2) 委員が心身の故障のため職務を遂行することができないとき。

(3) その他解任に相当する事由が発生したとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認められるときには、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

(運営等)

第 19 条 協議会は、法令及び教育委員会が定める規則並びにその設置目的に反しない範囲において、運営に必要な事項を定めることができる。

(協議会の庶務)

第 20 条 協議会の庶務は、対象学校において処理する。

(その他)

第 21 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月 29 日教育委員会規則第 2 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和 6 年 10 月 1 日教育委員会規則第 7 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和 7 年 4 月 23 日教育委員会規則第 2 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、既に委嘱し、又は任命した委員の任期については、当該委員の任期満了日の属する年度の末日までを、当該委員の任期とする。

附 則(令和 8 年 3 月 25 日教育委員会規則第 3 号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 4 条第 1 項の改正は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。